

OECDのミニマムタックス案が企業と政府に与える影響

金融調査部 金本 悠希

要約

企業の課税逃れに対処するため、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心とする約140カ国が、2021年半ばまでの合意を目指し、ミニマムタックスについて議論している。ミニマムタックスとは、多国籍企業が低税率国に子会社を設立することで、「最低税率」を下回る水準でしか課税を負担していない場合に、本国の親会社等にその国の政府が上乗せ課税を行う措置である。

ミニマムタックス提案の背景として、経済のデジタル化が進み、インターネットを通じたサービスを実現する知的財産権（無形資産）の価値が高まっている中、一部の欧米企業の間で無形資産をタックスヘイブンに移転する課税逃れが行われていることがある。日本企業の多くはタックスプランニングに消極的と言われ、ミニマムタックスが導入されても上乗せ課税の対象となる日本企業は少ないと予想される一方、税負担を抑えている一部の欧米企業と比べて（税引き後利益の獲得能力で測定した）競争力が改善する可能性がある。

OECDはミニマムタックス導入により（並行して議論しているデジタル課税と合わせ）全世界で毎年1,000億ドルの税収が増加すると試算しており、コロナ禍を受けて増加した各国の財政支出の一部を賄うことが期待される。

目次

- 1章 はじめに
- 2章 ミニマムタックス案の背景
- 3章 G l o B Eルール
- 4章 課税対象ルール
- 5章 日本企業への影響
- 6章 政府への影響
- 7章 最後に

1章 はじめに

ミニマムタックスとは、タックスヘイブン等に所在する法人が一定水準の税率（最低税率）で課税されていない場合に、親会社に追加の課税を行う等の方法により、最低税率で課税されるようにする措置である。ミニマムタックスは、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心とし、途上国を含む約 140 カ国で構成される「B E P S（Base Erosion and Profit Shifting; 税源侵食と利益移転）に関する包摂的枠組み」（以下、「包摂的枠組み」）において、デジタル課税とともに議論されている。

包摂的枠組みは、昨年 10 月にミニマムタックスの案をまとめた報告書「デジタル化から生じる課税上の課題—第二の柱の青写真」を公表した¹。ミニマムタックスを巡っては、課税逃れ防止への対応として多くの参加国が支持していると報じられており、2021 年 2 月に開催された G 20 財務大臣・中央銀行総裁会議において、2021 年半ばまでの合意目標が再確認されている。

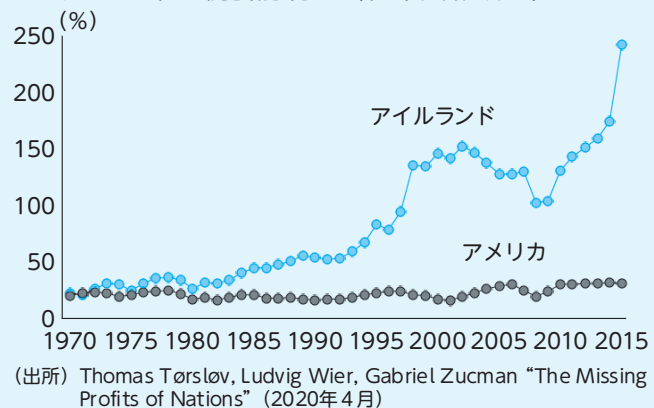
本稿では、2 章でミニマムタックスが提案された背景を確認し、3 章でその主要なルールである所得合算ルール・軽課税支払ルール（両者は合わせて「G 1 o B E（Global Anti-Base Erosion; 税源侵食に対するグローバルな対抗措置）」ルールと呼ばれる）、4 章で課税対象ルールについて説明した後、5 章で日本企業への影響、6 章で政府への影響についてそれぞれ検討する。

2章 ミニマムタックス案の背景

報告書の正式名称にもある通り、ミニマムタックスが提案された背景として、経済のデジタル化に伴う課税逃れが増加していることが指摘できる。インターネットを通じたデジタルサービスの拡大により、デジタルサービスを実現するソフトウェア等の知的財産権（無形資産）の価値が高まっている。そのような中で I T 大手企業の中には、無形資産をタックスヘイブンに設立したペーパーカンパニーに移転し、タックスヘイブンに利益を蓄積することで課税を逃れている者もある。

グーグルが利用していた租税回避手法として「ダブル・アイリッシュ・ウィズ・ダッチ・サンドウィッチ」²というスキームが知られているが、これは無形資産を米国本社からアイルランド子会社に移転しタックスヘイブンに利益を蓄積した例といえる。Tørsløv らの推計³によると、アイルランドにおける（従業員への報酬額に対する比率で測定した）企業の税引前利益は米国の約 8 倍である（図表 1 参照）。

図表 1 企業の税引前利益（従業員報酬比）



1) OECDウェブサイト (<https://www.OECD.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-digitalisation-report-on-pillar-two-blueprint-abb4c3d1-en.htm>) 参照。

2) スキームの詳細について、吉井一洋・是枝俊悟（2015）「国際租税回避への対応と金融証券取引」『大和総研調査季報』2015 年新春号（Vol.17）参照。

3) Thomas Tørsløv, Ludvig Wier, Gabriel Zucman “The Missing Profits of Nations”（2020 年 4 月）

ミニマムタックスはこのような課税逃れに対して、タックスヘイブンの子会社の実効税率（実際に負担している法人税額の税率）が最低税率に等しくなるように、その親会社等に乗せ課税を課すことになる。最低税率の水準は2021年3月末時点で決定していないが、（アイルランドの法人税率と等しい）「12.5%」が検討されている模様である⁴。

タックスヘイブン等を利用した課税逃れに対抗するため子会社の所得を親会社に合算するルールとしては、すでにCFC（Controlled Foreign Company）ルールが存在し、我が国でも外国子会社合算税制として整備されている。CFCルールでは低課税所得は親会社国の税率で課されるのに対し、ミニマムタックスは導入国の全てで整合的に実施され、どこに本社を置くかにかかわらず、世界共通の最低税率で課税されるようにする。

提案の背景となった無形資産の重要性の高まりは日本についてもあてはまる。IMFによると、国別の知的財産等使用料の受取額は、日本は米国に次いで第2位である。また、日本の産業財産権等使用料の受取額は、近年増加している（図表2参照）。

ただし、日本企業は一般的にアグレッシブなタックスプランニングを行っていないと言われる。法人税率が低水準であるいわゆるタックスヘイブンに進出している日本企業数は相対的に少ない（図表3参照）。また、Tørsløvらの推計によると、タックスヘイブンへの利益移転により失われた法人税の税収の割合は、イギリス25%、ドイツ26%、フランス22%、米国19%なのに

図表2 産業財産権等使用料収支の推移



（出所）日本銀行「国際収支統計」

図表3 主な国の日本企業の現地法人数（法人税率ごと）

法人税率	国・地域（現地法人数）
48.3%	インド（932社）
30.0%	オーストラリア（637社）
29.9%	ドイツ（900社）
27.5%	韓国（967社）
25.8%	アメリカ（4,147社）
25.0%	中国（6,933社）、インドネシア（1,375社）、オランダ（518社）、ベルギー（178社）
24.0%	マレーシア（1,033社）
21.1%	スイス（109社）
20.0%	タイ（2,662社）、ベトナム（1,278社）
19.0%	イギリス（966社）
17.0%	シンガポール（1,524社）
16.5%	香港（1,294社）
12.5%	アイルランド（47社）、リヒテンシュタイン（1社）
12.0%	マカオ（10社）
10.0%	ブルガリア（10社）、パラグアイ（3社）、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（3社）、アンドラ（0社）、マケドニア（0社）
9.0%	ハンガリー（70社）
5.5%	バルバドス（0社）
0.0%	アラブ首長国連邦（131社）、ケイマン諸島（56社）、英領バージン諸島（33社）、バミューダ（17社）、バハマ（16社）、バーレーン（12社） 現地法人のない国・地域：アンギラ、ガーンジー、マン島、ジャージー、タークス・カイコス諸島

（注）下線の国・地域は、日本からの対外直接投資残高（2019年末）で15位以内

（出所）法人税率はOECDウェブサイト、現地法人数は週刊東洋経済「海外進出企業総覧 2020[国別編]」（2020年4月）を基に大和総研作成

4) 2020年2月にOECDが公表したミニマムタックス（及びデジタル課税）の影響分析では、最低税率を12.5%として計算している。また、日本経済新聞「最低税率設定やデジタル課税で税収8兆円増 OECD試算」（2020年10月12日付）でも「アイルランドの12.5%を目安とする案が有力」と報じられている。

対し、日本は2%である⁵。

なお、ミニマムタックスによる上乗せ課税は、実効税率が最低税率を下回る理由がペーパーカンパニー等を利用した課税逃れであるか否かにかかわらず課される。そのため、例えば製造業者が途上国で工場を設立して実体のある事業を行っている場合でも、その国で優遇税率が適用されたため実効税率が最低税率を下回れば、ミニマムタックスは課され得る。ただし、ミニマムタックスには、企業が実体のある事業を行っている場合、その人件費や有形資産の償却費を考慮して上乗せ課税額が減額される仕組みが設けられている。

3章 GLOBEルール

1. 概要

ミニマムタックスの基本的な適用方法は、外国の子会社ごとに上乗せ課税額を計算し、それを本国の親会社（最終親会社）に持分割合に応じて合算して課税するというものである（所得合算ルール）。上乗せ課税額を算出する際、（外国の子会社ごとではなく）進出先の外国ごとに、課税額の所得額に対する割合である実効税率を計算する。つまり、実効税率を計算する際、その外国に所在する子会社が複数ある場合、それらの課税額を合算（所得額についても合算）して求めることになり、このような合算方法は「国別ブレンディング」と呼ばれる。

実効税率が最低税率を下回っていれば、その差分である上乗せ税率が算出され、上乗せ税率に子会社ごとの所得（実体を伴う事業を行っている場合、一定額を控除した後の額）をかけることで各

子会社の上乗せ課税額が算出される。具体的な計算の流れについては、図表4を参照されたい。

上乗せ課税を課す方法としては基本的に所得合算ルールが適用されるが、親会社（図表4のX社）の所在国が所得合算ルールを導入していない場合は、親会社に上乗せ課税が課されないこととなる。また、所得合算ルールでは外国子会社の所在国について上乗せ課税額が計算されるが、親会社の所在国の実効税率が最低税率を下回っても、その上乗せ課税額がグループ会社に課されることはない。

そのため、所得合算ルールが適用されない場合にそれを補完するルールとして、軽課税支払ルールが設けられている。軽課税支払ルールは、貸付金の利払いなどのグループ内取引を通じて低税率国に所得が移転されている場合に、利子等の支払い側の会社に上乗せ課税を課すものである。

図表5で説明すると、まずC社について、所得合算ルールと同じ方法で上乗せ課税額を計算する。次に、C社に対して支払いを行っており、軽課税支払ルールの導入国に所在しているA1社とB社に、その支払額に応じてC社の上乗せ課税額を配分することになる（D社の上乗せ課税額も同様に配分）。

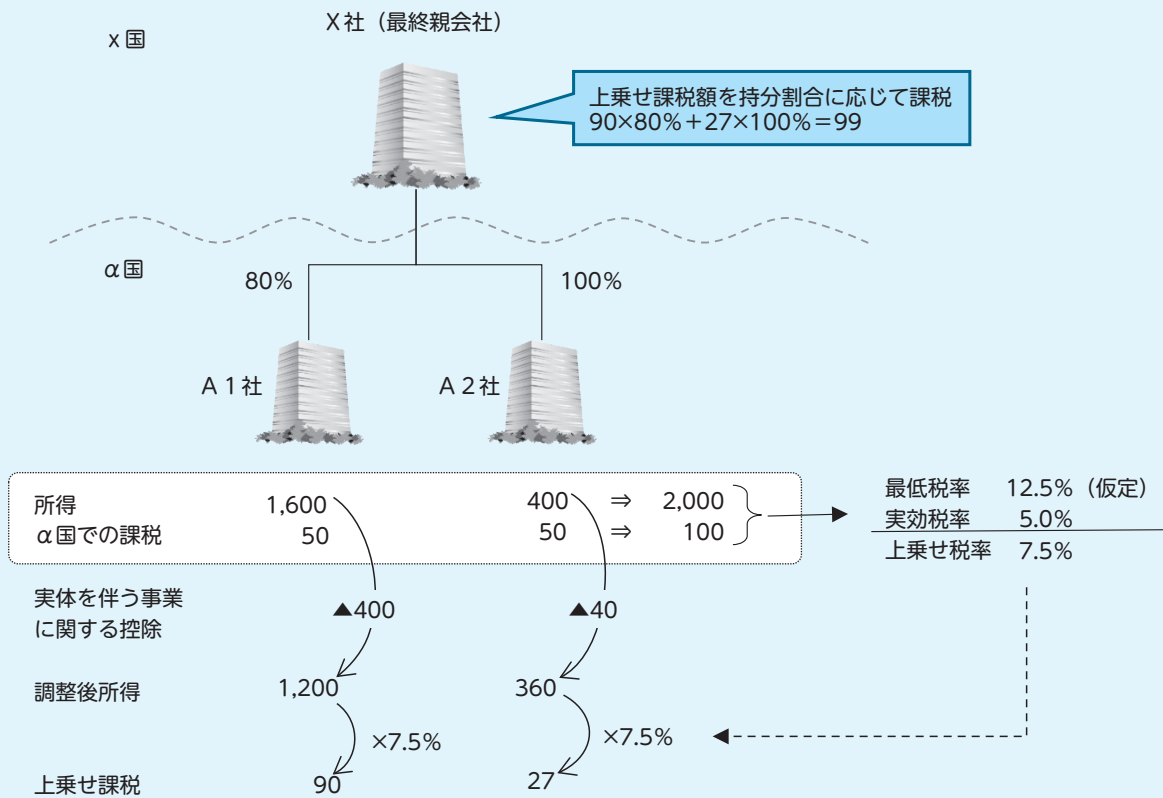
2. GLOBEルールの対象

GLOBEルール（所得合算ルールと軽課税支払ルール）の対象は、グループの収益合計額（直近年）が「7.5億ユーロ」超の多国籍企業グループである。対象業種は基本的に限定されていない⁶。ただし、上乗せ課税が課される「最終親会社」からは、投資ファンド、年金基金の他、政府関

5) Thomas Tørsløv, Ludvig Wier, Gabriel Zucmanによるウェブサイト (<https://missingprofits.world/>) 参照。

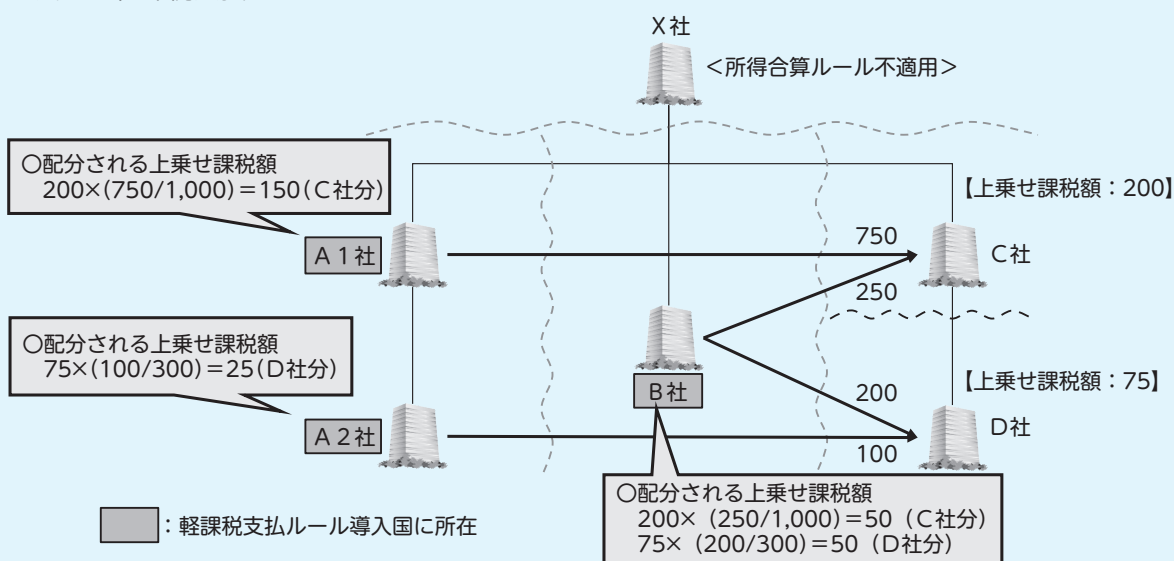
6) 唯一、国際海運業のみ対象から除外するか検討されている。

図表4 上乗せ課税の計算方法と所得合算ルール



(出所) 包摂的枠組み「第二の柱の青写真の報告書」(2020年10月)を基に大和総研作成

図表5 軽課税支払ルール



(出所) 包摂的枠組み「第二の柱の青写真の報告書」(2020年10月)を基に大和総研作成

連機関（ソブリン・ウェルス・ファンドを含む）、国際機関、NPOは除外される。

GLOBEルールに基づき上乗せ課税額が計算される構成メンバー（「構成エンティティ」）には、最終親会社が支配し、会計基準上連結されるエンティティ（法人・パートナーシップ等）が含まれる。ただし、連結財務諸表では重要でないエンティティは除外されるが、GLOBEルール上の構成エンティティにはそのようなエンティティも含まれる。構成エンティティはグループの構成会社が該当するが、その会社が工場や支店等の恒久的施設（PE）を有する場合、PEは本体の会社とは別個の構成エンティティとして扱われる。

3. 各構成エンティティの上乗せ課税額の算出

1) 概要

各構成エンティティの上乗せ課税額は、下記の計算式で算出される（図表4の上乗せ課税の段参照）。

各構成エンティティの上乗せ課税額 $= \text{上乗せ税率} \times \text{各構成エンティティの所得額}$ $\text{上乗せ税率} = \text{最低税率} - \text{実効税率}$ $\text{実効税率} = \text{その国の課税額} / \text{その国の所得額}$

上乗せ税率は、所定の最低税率（未定）からその国の実効税率を控除した値である。この値が0以下であれば上乗せ課税額は0である。

その国の実効税率は、その国における課税（ローカル課税）の課税額をその国の所得額で割った値である。

対象となる所得額は、連結財務諸表の税引前利益の算出の基になる各構成エンティティの税引

前利益から一定の所得を除外し、一定の費用を足し戻して算出される（後述）。繰越損失が反映され、過年度に生じた損失は控除される。なお、実効税率の分母である所得額が0以下の場合、上乗せ課税額は0になる。

一方、対象となる課税額は、法人等の所得に課される課税額である（後述）。対象となる所得から除外される所得に対する課税は除外される。また、過年度に、最低税率に相当する額を上回る額を納税していれば、超過額が繰り越され、その年に支払った税額と扱われる。そのため、それだけ実効税率が引き上げられ、上乗せ税率が減少する結果、上乗せ課税額も減少する（後述）。

実効税率は構成エンティティの所在国ごとに算出されるため、対象となる所得と課税を各国に割り当てる必要がある。対象となる所得はその構成エンティティの所在地国に割り当てられる。対象となる課税はそれが対応する所得が割り当てられた国に割り当てられ、配当に対する課税は、配当を支払った構成エンティティの国に割り当てられる。

上記の計算式の各構成エンティティの所得額は、連結財務諸表を作成する際にベースとなる各構成エンティティの税引前利益に一定の調整を行った額を基に算出される。従業員等の人件費や設備等の減価償却費の一定割合が控除されるため、実体を伴う事業を行っている場合、上乗せ課税額が減額することになる。

2) 対象課税の範囲

実効税率の分子である課税（以下、「対象課税」）には、所得に対して課されるあらゆる税が含まれる。財務会計上、法人等の所得に対して課される税と認識されているものは、原則として含まれる。銀行業や石油・ガスの精製業等の特定の事業

に対してだけ課される課税も、所得に対する課税であれば含まれる。ただし、所得は収益から費用を控除したネットの額であり、売上高などグロスの額に対して課される課税は対象課税には含まれない。

さらに、対象課税には、法人等の所得に対して課される課税の「代わりに」課される課税が含まれ、利子、賃借料、使用料に対する源泉徴収税が含まれる。加えて、法人等が株主に支払う配当に対する課税や、法人等の（未配当の）留保利益に対する課税も含まれる。

一方、以下の課税等は、所得に対して課されるものではないため、対象課税に含まれない。また、手数料や罰金も対象課税には含まれない。

- ①消費税（付加価値税）
- ②物品税
- ③印紙税、その他の特定の取引に課される課税
- ④従業員の雇用所得に対する課税（payroll tax）
（社会保険料を含む）
- ⑤特定の資産を所有する場合に課される資産税

各国政府は政策的な観点から、企業に対して税制上の措置を含め支援策を実施することがあるが、それによって実効税率がゆがめられないよう、次のような扱いが定められている⁷⁾。

まず、補助金は所得の増加と扱う（実効税率の分母の増加）。次に、ローカル課税の額を減額する税額控除は原則として、対象課税額の減額と扱う（実効税率の分子の減少）。ただし、税額控除により企業が4年以内に還付金を受けられる場合は、その税額控除は対象課税額の減額ではなく、所得の増加と扱われる。

各国政府が還付可能な税額控除を利用して、自国に所在する構成エンティティーが上乗せ課税の対象から外れるように（最低税率を上回るよう）実効税率を操作することを防ぐため、各国の税額控除制度を包摂的枠組み参加国が審査する手続きが設けられる予定である。

3) GLOBE所得の範囲

実効税率の分母である所得（以下、「GLOBE所得」）の額は、グループに含まれ、その国に所在する各構成エンティティーの所得の合計額だが、各構成エンティティーの所得を最終親会社の国における税務会計に従って計算しなおすことは非常に煩雑である。そのため、GLOBE所得額は、連結財務諸表の税引前利益の算出の基になる各構成エンティティーの税引前利益から一定の所得を除外し、一定の費用を足し戻すことによって計算することとされている。

GLOBE所得額のベースとなる税引前利益は、原則として、最終親会社が連結財務諸表を作成する際に準拠する会計基準に基づいて算出した額である。適用できる会計基準は一定のものに限られており、国際財務報告基準（IFRS）及びIFRSと同等と認められる会計基準である。IFRSと同等と認められる会計基準には、日本、米国、オーストラリア、カナダ、香港、ニュージーランド、中国、インド、韓国、シンガポールで一般的に受け入れられている会計基準が含まれる。

各構成エンティティーの税引前利益は、最終親会社の連結財務諸表を作成する際に利用する各構成エンティティーの財務情報を利用する。

GLOBE所得額を算出するに当たり、グルー

7) コロナ禍等の緊急事態に対する補助金や税額控除などの支援策を受けた場合に、実効税率の低下により上乗せ課税の対象とすべきか、引き続き検討を行うとされている。

プ内の取引に起因する所得、費用及び損失は、原則として、独立当事者間取引に基づく額に修正した上で考慮する必要がある⁸。

各構成エンティティの財務情報を連結する際に（パーチェス法に基づいて）生じる調整額は、償却したり、特定の項目に配分することは認められない。連結する際に生じるその他の項目は、各構成エンティティにトレースできる場合のみ、その構成エンティティのG l o B E所得額の算出の際に考慮する。

G l o B E所得額を算出するために、連結財務諸表の税引前利益に対して調整（所得からの除外と控除した費用の足し戻し）を行う必要がある。主な調整は図表6の通りである。

4) 各構成エンティティの所得額の算出

各構成エンティティの所得額は、原則として国ごとのG l o B E所得額と同様に算出される。ただし、国ごとのG l o B E所得額と異なり、構成エンティティが（無形資産を保有するだけの

ペーパーカンパニーではなく）実体を伴う事業を行っている場合、一定の額が控除されることとされている。国ごとのG l o B E所得額（実効税率の分母）からは控除されないため、実効税率の計算には影響を与えないが、各構成エンティティの所得額から控除されるため、各構成エンティティの上乗せ課税額（＝各構成エンティティの所得額×上乗せ税率）はそれだけ減額されることになる。

実体を伴う事業に関する控除額は、人件費に関する控除額と有形資産の償却費に関する控除額で構成される。

人件費に関する控除額は、対象となる従業員の人件費の一定割合（具体的水準は未定）である。対象となる従業員は、パートタイム従業員を含む全従業員が含まれ、構成エンティティの通常の業務活動に参加する独立契約者も含まれる。人件費に関する控除額は、実際の活動が行われている場所に基づいて、国ごとに計算される。

対象となる人件費は、雇用者による支出で、従

図表6 G l o B E所得算出のため税引前利益に対して行う調整

項目	調整
配当と持分法の利益	法人から受け取った配当は、原則としてG l o B E所得から除外する。ただし、持分割合が低水準である法人から受けた配当と、持分法に基づいて計上している投資に起因する利益は除外しない。
株式の売却益	株式の売却益は、原則としてG l o B E所得から除外する。ただし、持分割合が低水準である法人の株式の売却益は除外しない。
株式の評価益	株式の売却益が課税されない国においては、G l o B E所得から除外する。
対象課税額	対象課税額は、G l o B E所得額を算出する際、控除しない。
株式報酬の費用	構成エンティティの所在国の法人税において、法人の所得から控除することが認められている場合、G l o B E所得から控除できる（法人税のない国では、財務会計上控除が認められていれば、G l o B E所得から控除できる）。
賄賂（非法な支払）	G l o B E所得から控除できない。
罰金	原則としてG l o B E所得から控除できるが、5万ユーロ以上の罰金は控除できない（罰金によるG l o B E所得額の減少により、実効税率が上昇して課税対象から外れることを防止）。
減価償却費	会計上の減価償却の方法に従って算出した額を、構成エンティティの所在国の税務上の減価償却の方法に従って算出した額に修正する（税務上の加速度償却による所得の圧縮効果が反映される）。

（出所）包摂的枠組み「第二の柱の青写真の報告書」（2020年10月）を基に大和総研作成

8) G l o B E所得額はその国内の構成エンティティの所得額の合計であり、同じ国内の構成エンティティ間の取引による損益は（相殺されるため）考慮しなくてよい。

業員に直接的で個別の個人的利益を生じさせるものが該当し、以下のものが含まれる。

- ①給料、賃金
- ②医療保険、年金基金その他の退職給付の支払い、ボーナスや手当、株式報酬など、その他の従業員福利や報酬
- ③従業員の雇用所得に対する課税 (payroll tax)、FRINGE BENEFITに対する課税などその他の従業員費用に関連する税、雇用者による社会保険料負担

一方、有形資産の償却費に関する控除額は、以下の額 (各項目の「一定割合」は、いずれも具体的水準は未定)の合計額であり、国ごとに算出する。

- ①資産、施設及び設備の償却費の一定割合
- ②土地のみなし償却費の一定割合
- ③天然資源の減耗償却費の一定割合
- ④賃借人の有形資産使用権の償却費の一定割合

投資資産として保有されている建物と土地や、使用するためではなく販売のため保有している資産は控除額に含まれない。

①③④に関して、これらの償却費の計算方法は、会計上利用している計算方法と同じ方法を使用しなければならない。ただし、再評価や関連当事者間の資産の売却によって簿価が切り上げられたことによる償却費・減耗償却費の増加は考慮しない。

土地のみなし償却費を計算する際、償却可能ベース額は土地の元々の取得費であり、再評価による増減は考慮しない。償却方法は定額法とする (利用可能期間は未定)。

償却可能な資産、施設及び設備、土地、天然資

源及び賃借人の有形資産使用権の減損費用は、控除額の計算上、償却費と同じと扱い、減損の年において控除額のベースに含まれる。減損後の償却費の減額は考慮される。

5) 最低税額を超えてローカル課税を支払った場合の扱い

GLOBE所得は財務会計上の利益を出発点として算出する一方、ローカル課税の所得は税務会計に基づいて算出するため、例えば、ある年にGLOBE課税上の所得が生じたが、それに相当するローカル課税上の所得は翌年に生じたというように、両者の発生時 (及び課税時) がずれる場合がある。この場合、1年目にはローカル課税額が0で2年目にローカル課税が課されることになり、実効税率 (ローカル課税額 / 所得額) は1年目は0で2年目に高くなることになる。

このように所得の発生タイミングのずれにより生じる実効税率の変動を平準化するため、実効税率が最低税率を上回る場合、つまりローカル課税の額が最低税額を上回る場合に、その年以後の上乗せ課税額を減額する仕組みが設けられている。

具体的には、多国籍企業グループがある年において最低税額を上回るローカル課税を支払った場合において、過年度に (親会社が) 上乗せ課税を支払っていた場合、最低税額を上回るローカル課税の超過額は、過年度に支払った額だけ、次年度以降の上乗せ課税額に充当され⁹⁾、次年度以降の上乗せ課税額がその額だけ控除される (所得合算ルールの税額控除)。この場合、超過額のうち過年度の上乗せ課税額を超える額は、実効税率の計算上、次年度以降に支払ったローカル課税支払額

9) 所得合算ルールの税額控除は、それが発生した国の上乗せ課税額を控除するだけでなく、税額控除の発生した国とは「別の国」について課された上乗せ課税額を控除することにも利用できる。

と扱う（ローカル課税の繰越）。

図表7の事例で説明すると、2年目に70（＝170（ローカル課税額）－100（最低税額））の超過額が発生しているが、1年目に40の上乗せ課税額が支払われているので、70のうち40が所得合算ルールの税額控除を生じさせる（残りの30はローカル課税の繰越）。3年目には最低税額100に対してローカル課税額として50納税しているが、2年目のローカル課税の繰越である30が、3年目に支払ったローカル課税と扱われ、合計80だけローカル課税を支払ったことになる。そのため、3年目の上乗せ課税額は、最低税額100からローカル課税額（繰越勘案後）80を控除した20となる。2年目に40の所得合算ルールの税額控除が生じているので、上乗せ課税額の20はこの税額控除を利用することができ、3年目に実際に支払う上乗せ課税額は0となる。

一方、過年度に（親会社が）上乗せ課税を支払っていない場合、所得合算ルールの税額控除は生じず、超過額はローカル課税の繰越のみを生じさせる。図表7の事例では、仮に1年目のローカル課税額が最低税額を上回っており、上乗せ課税が生じていなかった場合、2年目の超過額の70は全てローカル課税の繰越と扱われることになる。こ

の場合、70のうち、3年目のローカル課税額が最低税額に達するのに必要な50が、3年目に支払ったローカル課税と扱われる（残りの20は4年目以降に繰り越す）。

6) 各構成エンティティの上乗せ課税額の計算

各構成エンティティの上乗せ課税額は、以下の算式で計算される。

$$\begin{aligned} & \text{各構成エンティティの上乗せ課税額} \\ & = \text{当該構成エンティティの調整後G l o B E} \\ & \quad \text{所得額} \times \text{上乗せ税率} \quad \dots (i) \end{aligned}$$

算式（i）の上乗せ税率は、以下のように計算される。

$$\text{上乗せ税率} = \text{最低税率} - \text{実効税率}$$

$$\text{実効税率} = \text{調整後対象課税} / \text{調整後G l o B E 所得}$$

$$\cdot \text{調整後対象課税} = \text{対象課税額} - (\text{ア}) + (\text{イ})$$

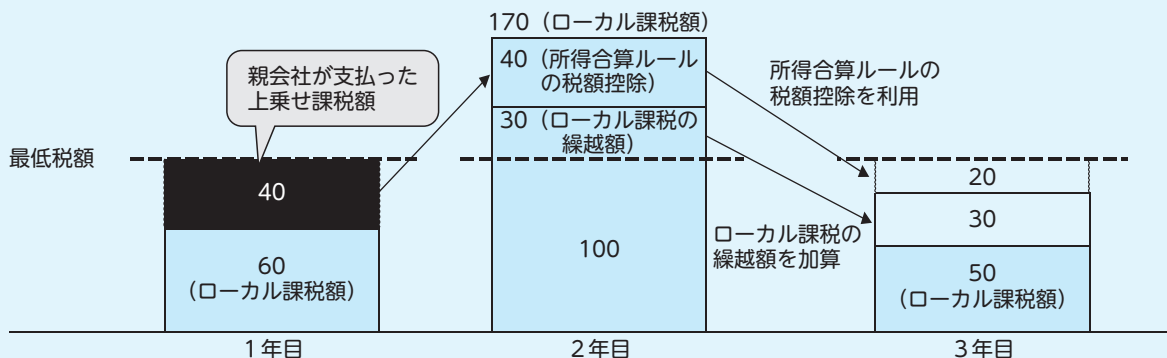
(ア) G l o B E 所得から除外される所得に起因する課税額

(イ) ローカル課税の繰越額（※）

$$\cdot \text{調整後G l o B E 所得} = \text{国内の構成エンティティの所得} \cdot \text{損失の合計額} - \text{損失繰越額}$$

（※）実効税率が最低税率に達するのに必要な額が上限。

図表7 最低税額を超えてローカル課税を支払った場合の扱い



（出所）包摂的枠組み「第二の柱の青写真の報告書」（2020年10月）を基に大和総研作成

算式 (i) の当該構成エンティティの調整後 G l o B E 所得は、以下のように計算される。

当該構成エンティティの調整後 G l o B E 所得
= 所得 - 以下の項目の比例配分額 (※)

- ・ その国の他の構成エンティティのその年の損失額
- ・ 繰越損失額
- ・ 実体を伴う事業に関する控除額

(※) 配分額は、各構成エンティティの所得額 (ネット) に応じて配分する。

4. 所得合算ルール適用

所得合算ルールでは、各構成エンティティの上乗せ課税額が、その構成エンティティに対する持分割合に応じて最終親会社に課される。所得合算ルールの税額控除があれば、その額を控除した額が最終的な上乗せ課税額となる。具体的な計算例については、図表 8 を参照されたい。

最終親会社の所在国が所得合算ルールを導入しないケースも考えられるが、このような場合、最終親会社より下に位置し、所得合算ルールを導入している国に所在している中間親会社に上乗せ課税が課される。

ただし、中間親会社に第三者持分が存在する場合は、第三者が上乗せ課税を負担することによって多国籍企業グループが負担する上乗せ課税額が減額される場合があり得る¹⁰。そのため、中間親会社に第三者持分が存在する場合は、最終親会社が所得合算ルールを導入した国に所在している場

合でも、中間親会社に上乗せ課税を課することとされている¹¹。

5. 軽課税支払ルール適用

1) 軽課税支払ルールによる上乗せ課税額の配分

前述のように、軽課税支払ルールは、所得合算ルールに基づく上乗せ課税が課されない場合に適用され、グループ内取引を通じて低税率国に所得が移転されている場合に対処するルールである。

例えば低税率国の構成エンティティ (図表 5 の C 社) が高税率国の構成エンティティ (図表 5 の A 1 社) に対して貸付を行い、A 1 社が C 社に貸付の利子を支払った場合、支払額は A 1 社の所得から控除され C 社の所得となるため、A 1 社から C 社への利益移転が実現する。

このような場合、A 1 社の所在国で軽課税支払ルールが導入されていれば、軽課税ルールにより支払額に応じて A 1 社に C 社の上乗せ課税額が配分される (第一の配分手法)。具体的には、A 1 社に配分される上乗せ課税額は以下の計算式で算出される (図表 5 参照)。

$$\text{C社の上乗せ課税額} \times \frac{\text{A1社からC社への支払額}}{\text{全ての構成エンティティ(※)からC社への支払額}}$$

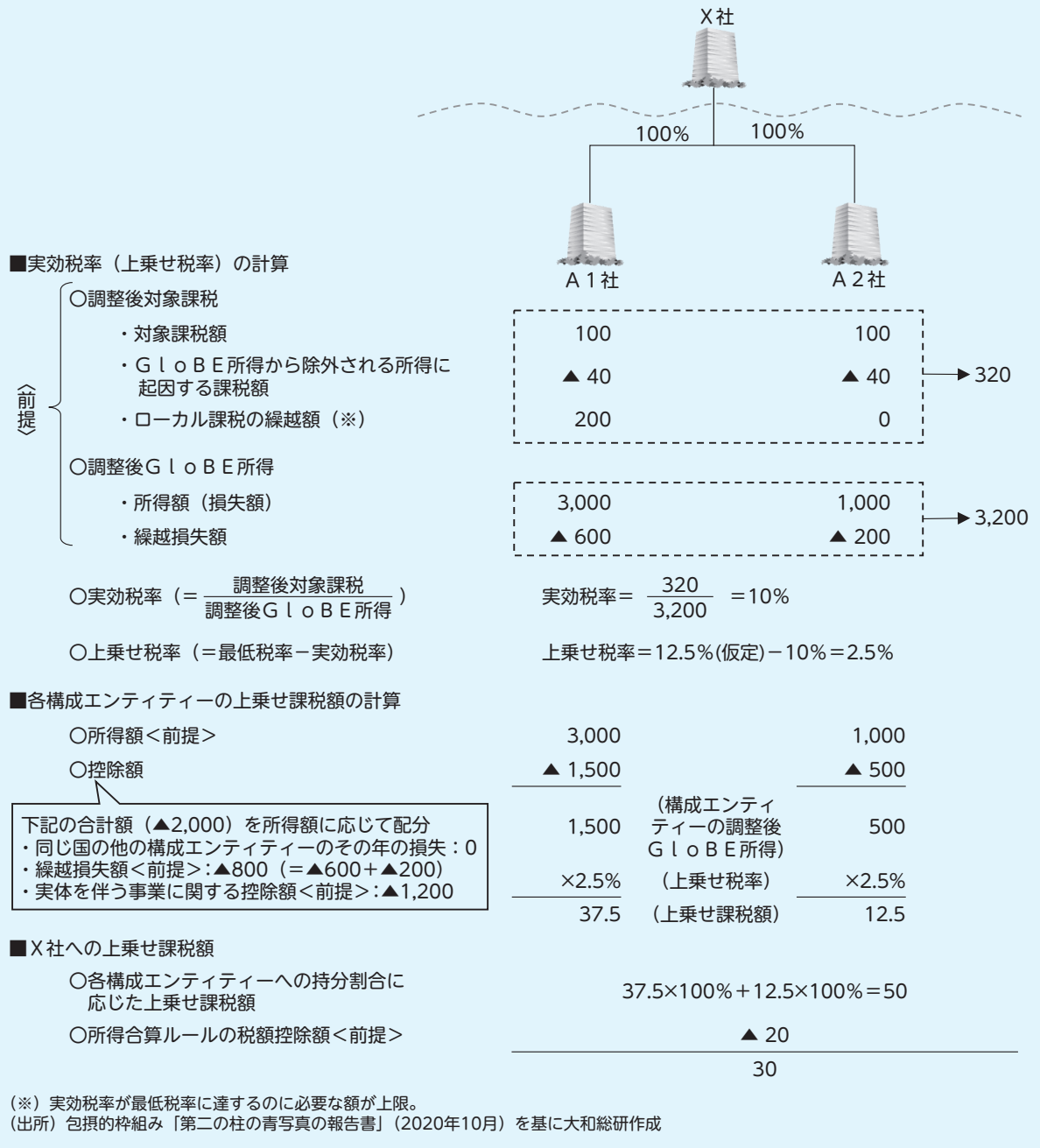
(※) 軽課税支払ルールが導入されている国に所在するものが対象。

軽課税支払ルールの対象となる支払には賃借料、使用料 (royalties)、利子、手数料 (サービ

10) 例えば最終親会社 (A 社) の下に、第三者持分 (20%) がある中間親会社 B 社があり、その下に低課税構成エンティティ C 社があり、C 社の上乗せ課税額が 100 である場合 (三社はそれぞれ別の国に所在) を考える。この場合、原則通りの扱いでは、100 に、A 社の C 社に対する持分割合 80% (A 社は B 社を経由して C 社を保有しているため) をかけた 80 の上乗せ課税額が A 社に課される。この場合に、仮に A 社所在国が所得合算ルールを導入していなければ、A 社の下の B 社に上乗せ課税額 80 が課されることになるが、B 社には 20% の第三者持分があるため、實際上、A 社が負担する上乗せ課税額は、 $80 \times 80\% = 64$ となり、第三者持分の分だけ減額される。

11) 中間親会社に上乗せ課税を課す場合、脚注 10 の例では、B 社に 100 の上乗せ課税額が課され、持分割合を考慮した実際上の A 社の負担額は $100 \times 80\% = 80$ となる。

図表8 所得合算ルールの上乗せ課税の計算例



スの対価) など、支払側の所得から控除されるものが該当し、配当のように支払側の所得から控除されないものは含まれない。支払額は、財務諸表で利用可能な情報に基づいて計算される。

ただし、第一の配分手法に基づいてA1社に配分される上乗せ課税額は、利益移転によってA1

社の所在国が失う税額、具体的には、A1社からC社への支払額にA1社所在国の法人税率をかけた額が上限とされている。例えば図表5の事例で、A1社所在国の法人税率が30%であれば、A1社に配分される上乗せ税額の上限は、750 × 30% = 225である。

2) 第二の配分手法

第一の配分手法は、低課税構成エンティティー（C社）に対して、直接支払いを行った構成エンティティーが存在する場合に適用される。そのため、C社への支払いをグループ内の別の構成エンティティーを経由して行った場合、上乗せ課税が回避されてしまう。

そのため、軽課税支払ルールは、第一の配分手法で配分されなかった上乗せ課税額を、（C社に対する直接の支払に限らない）グループ内の全ての支払額（ネット）に応じて配分する、第二の配分手法を設けている。第二の配分手法で配分される上乗せ課税額は、以下の計算式で算出される（具体的事例について図表9参照）。

$$\text{上乗せ課税額} (\ast 1) \times \frac{\text{当該構成エンティティー} (\ast 2) \text{のグループ内支払額 (ネット)}}{\text{全構成エンティティー} (\ast 2) \text{のグループ内支払額 (ネット)}}$$

(※1) 第一の配分手法で配分されなかった額。

(※2) 軽課税支払ルールが導入されている国に所在するものが対象。

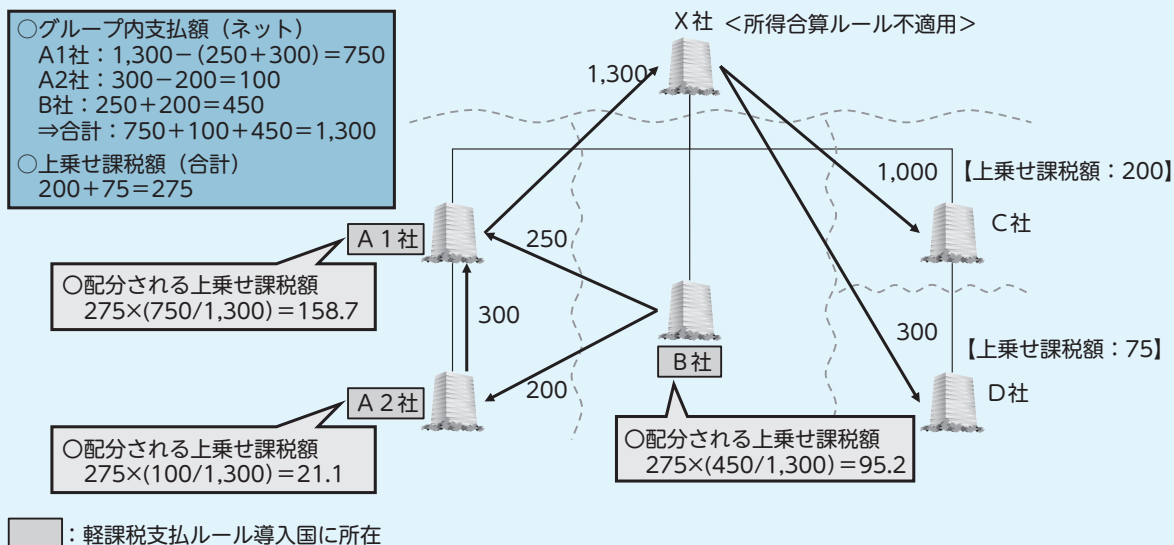
第二の配分手法のグループ内支払は、グループ内の支払額からグループ内から受け取った額を控除したネットの額である。受取額の方が支払額より大きい場合（例えば図表9でA2社がB社から400受け取っていた場合）は、ネットのグループ内支払額が0となり上乗せ課税は配分されない。

第二の配分手法でも上乗せ課税額の上限が設けられており、グループ内支払額（受取額を控除しないグロスの額）に所在国の法人税率をかけた額が上限とされている。

3) 最終親会社の所在国に配分される上乗せ課税額の上限

軽課税支払ルールは、所得合算ルールと異なり、最終親会社の国の実効税率が最低税率を下回る場合についても上乗せ課税額が配分される。実効税率が低い理由が国内の優遇税率の適用の結果である場合のように、外国への利益移転のリスクが低い場合にも軽課税支払ルールの対象となってしまうため、そのまま適用された場合、外国でほとん

図表9 軽課税支払ルール（第二の配分手法）



(出所) 包摂的枠組み「第二の柱の青写真の報告書」(2020年10月)を基に大和総研作成

ど事業を行っていないような場合に過剰に上乗せ課税が課される可能性がある。

そのため、最終親会社の国の実効税率が最低税率を下回り、その低課税所得が上乗せ課税の対象となる場合、上乗せ課税額に上限が設けられている。上限額は以下の計算式で算出される。

$$\text{上乗せ税率} \times \begin{array}{l} \text{最終親エンティティの国} \\ \text{に所在する全ての低課税構成} \\ \text{エンティティが、外国からの} \\ \text{グループ内取引で得た所得} \end{array}$$

例えば、最終親会社の国の上乗せ税率が2.5%のとき、最終親会社の国の低課税所得が全額で1,000であれば、原則的な扱いでは上乗せ課税額は25である。しかし、海外事業の規模が小さく、外国からのグループ内取引で得た所得が100であれば、上乗せ課税額の上限は2.5となるため、上乗せ課税額は2.5となる。

4章 課税対象ルール

課税対象ルールとは、貸付の利払い等、国境をまたがるグループ内支払において、支払額に対する受け取り側の国での課税が一定水準（最低税率）を下回る場合に、最低税率に等しくなるように支払い側の国が上乗せ課税を行うことができるというルールである。課税対象ルールは支払い側の国に税源を配分するルールであり、途上国が重視している。

例えば、グループ内で支払われた利子が受け取り側の国で4%の税率で課税されている場合に、最低税率が7.5%（仮定）だった場合、支払い側の国は支払額に対して3.5%の上乗せ課税を課することができる。

課税対象ルールはG10BEルールと異なり、

企業の全体の所得について上乗せ課税額を計算するのではなく、個別の支払ごとに上乗せ課税額が計算される。また、課税対象ルールの最低税率の水準はG10BEルールの最低税率とは異なり、それよりも低く設定される（2021年3月末時点で未定）。

5章 日本企業への影響

1. 日本企業の海外進出状況

ミニマムタックスによる上乗せ課税は基本的に、（最終親会社から見た）外国での課税が低水準である場合に適用されるものである。日本企業に対するミニマムタックスの影響を検討するに当たり、日本企業の海外進出状況を日本から各国への対外直接投資残高を基に確認すると図表10の通りである。

15位以内の国のうち、法人税が設けられていないケイマン諸島はタックスヘイブンとして知られている。一方、オランダ、シンガポール、香港などは、法人税率（法定税率）はミニマムタックスで最低税率として検討されている12.5%は上回るものの、図表11のような税制優遇措置が設けられていることから、実効税率が最低税率を下回る可能性がある。

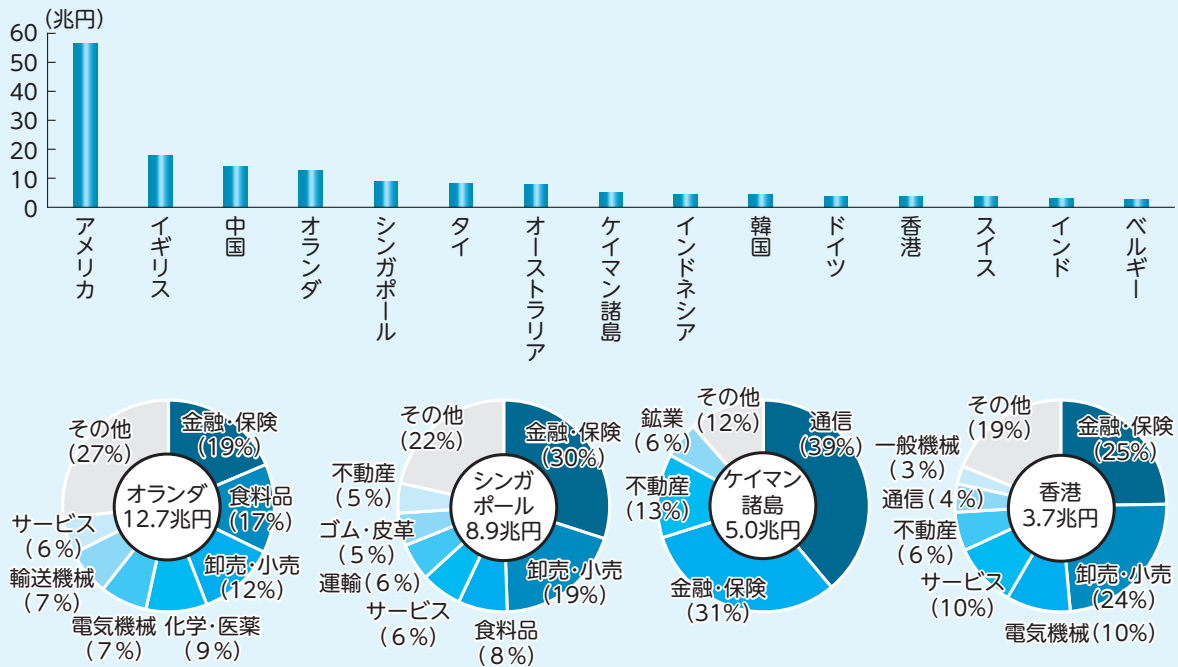
課税対象ルールは支払い側の国が上乗せ課税を課すか否か選択でき、常に課されるわけではないため、以下では、G10BEルールに基づく上乗せ課税の日本企業に対する影響について検討する。

2. 日本企業へのミニマムタックスの影響

1) 上乗せ課税の対象となる場合

日本企業でも、無形資産をタックスヘイブンに

図表10 日本からの対外直接投資残高（2019年末）と主な低税率国の業種別内訳



(出所) 財務省「国際収支統計」を基に大和総研作成

図表11 オランダ、シンガポール、ケイマン諸島、香港の税制

	法人税率	配当等の扱い	主な優遇税制
オランダ (※1)	25%	配当：15%の源泉税	<ul style="list-style-type: none"> ○5%以上出資し、ポートフォリオ投資に該当しない会社からの配当、その株式の譲渡益（キャピタルゲイン）は非課税（資本参加免税） ○企業が独自に開発し、R&D認定を受けた無形資産から得られた所得：9%（※2）の軽減税率 ○研究開発活動に関して企業が支払う賃金税（源泉所得税）の16%（※3）を減額
シンガポール	17%	配当（国外への支払）：源泉税なし キャピタルゲイン：非課税	<ul style="list-style-type: none"> ○グローバル本社機能または地域統括機能を有する会社：5%又は10%の軽減税率 ○関連会社に財務・資金調達サービスを提供する会社：8%の軽減税率、銀行等からの借入れの利払に対する源泉税免除 ○コモディティの貿易活動等を行う会社：5%又は10%の軽減税率 ○ソフトウェアを保護する特許権や著作権の商業利用によって得られる所得：5%又は10%（所定の税率を加算）の軽減税率
ケイマン諸島	0%	—	—
香港	16.5%	配当（国外への支払）：源泉税なし キャピタルゲイン（※4）：非課税	<ul style="list-style-type: none"> ○多国籍企業のグループ向け財務活動を行う会社（香港外のグループ会社に対する財務活動から生じる所得）：8.25%の軽減税率 ○一定の研究開発費：200%（※5）の税額控除（上限なし）

(※1) 税務当局との協議により国際的な税務上の取扱いを事前に確定できる（事前税務裁定）制度も設けられている

(※2) 2021年1月1日から（それまでの7%から）9%に引き上げ

(※3) 35万ユーロまでは32%

(※4) 投機でないものが対象

(※5) 200万香港ドルまでは300%

(出所) J E T R Oウェブサイト、各国政府ウェブサイトを基に大和総研作成

設立した子会社に人為的に移転するなど、アグレッシブなタックスプランニングを行ってれば、ミニマムタックスによる上乗せ課税の対象となり得、親会社等が上乗せ課税を負担することになる。

さらに、ミニマムタックスによる上乗せ課税は、意図的な課税逃れの場合に限らず、進出先国で実体のある事業を行っている場合に、その国の優遇税制の適用により実効税率が最低税率を下回る場合にも（上乗せ課税額は減額されるものの）適用される¹²。

このような場合の企業の対応としては、上乗せ課税額の程度や各社の方針次第ではあるが、基本的には直ちに撤退することにはならないのではないと思われる。ミニマムタックスの影響に関して日本企業等に行われたヒアリング¹³によると、制度の導入が企業行動に及ぼす影響について次のような回答がなされている。

関税も含めた税務コストの観点、事業運営を検討するうえで、必要な要素の一つではあるが、その他のビジネス上の要素、すなわち人件費、物流、為替リスク等に至るまで多面的な考慮がなされた上で、最終的にはビジネス主導で投資スキームや取引ストラクチャーにかかわる意思決定が行われる。優遇税制がなくなるからといって、ただちに既存の製造拠点、販売拠点の立地を変更することは過去から継続する設備投資や雇用維持の観点、事業の継続性の観点から、現実的ではない。（下線太字は筆者による）

具体的なケースとしてシンガポールの優遇税制（図表 11 参照）について見てみると、ジェトロ・シンガポールが日系現地法人・支店に対して行ったアンケート¹⁴によると、そもそも優遇税制を「利用している、または過去に利用していた」と回答したのは、全回答（108 件）のうち 17.6%（19 件）であり、41.7%（45 件）は「現在利用しておらず、今後も申請を検討する予定はない」と回答している¹⁵。

また、シンガポールに優遇税制の対象となる地域統括機能を設置する理由として多くの企業が挙げたのは、「周辺地域へのアクセスが容易な立地にあるため」（86.1%）であり、「低い法人税率、地域統括会社に対する優遇税制など税制上の恩典が充実しているため」を挙げたのは 40.7%で、18 種類の理由中 10 番目の割合である。

これらの結果から、シンガポールに進出している企業の多くは（優遇税制を含めた）税率の低さが進出の主因ではなく、シンガポールにミニマムタックスが導入されても、撤退する日系企業は多くないと予想される。

一方、オランダに進出している企業について検討すると、オランダでは 5% 以上出資し、ポートフォリオ投資に該当しない会社からの配当、その株式の譲渡益は非課税という優遇税制（資本参加免税）が設けられている。

これに該当して税負担が抑えられている場合、実効税率の分母である所得額からは（持分割合が低水準である場合を除き）配当や株式の譲渡益が

12) 我が国の外国子会社合算税制では、現地で実体のある事業を行っている場合、親会社に合算される所得が配当、利子等の受動的所得に限られる。

13) KPMG 税理士法人「令和元年度内外一体の経済成長戦略構築に係る国際経済調査事業（諸外国等における経済の電子化を踏まえた課税の動向等に係る調査研究事業）＜調査報告書＞」（2020 年 3 月）

14) ジェトロ・シンガポール「第 5 回在シンガポール日系企業の地域統括機能に関するアンケート調査」（2020 年 3 月）

15) その要因としてジェトロ・シンガポールは、要件等のハードルが高いことや税の軽減効果が小さいと企業が認識していること等を指摘している。

除外されるため、それ以外の所得について最低税率を上回る課税がなされていれば、上乗せ課税の対象とならない。そのため、税負担が抑えられている企業であってもそれが資本参加免税による場合は、上乗せ課税の対象とならない可能性がある。

2) 日本国内の所得に上乗せ課税が課される場合

ミニマムタックスによる上乗せ課税は、基本的に最終親会社から見た外国の所得について課せられるが、軽課税支払ルールにより、最終親会社所在国の所得に対する実効税率が最低税率を下回る場合にも課せられる。そのため、理論上は日本企業（最終親会社が日本に所在する企業グループ）の日本国内の所得も上乗せ課税の対象になり得る。

しかし、日本の法人税率は29.74%（2020年。国税・地方税の合計）であり、実効税率が最低税率を下回る可能性は低い。

なお、日本企業においても「法人税等/税引前利益」で算出した税負担率が低水準であるケースがある¹⁶。しかし、「法人税等/税引前利益」で算出した税負担率はミニマムタックス上の実効税率よりも小さく算出される可能性が高いため¹⁷、これらのケースでも実効税率は最低税率を上回り、上乗せ課税の対象とならない可能性が高い。

仮に対象となる場合でも、前述のように、軽課税支払ルールには最終親会社所在国の上乗せ課税額に上限が設けられているため、外国でほとんど事業を行っていないような場合は上乗せ課税額が一定限度に抑えられる。

3) 実務的な負担の軽減措置

日本企業はミニマムタックスの上乗せ課税の対象となるケースは多くないと考えられるが、ミニマムタックス遵守のための実務的な負担が生じる可能性がある。

具体的には、ミニマムタックスが導入されると、企業は進出先の国ごとにその国での実効税率を算出することが求められる。そのため、多数の国に進出している多国籍企業グループは進出国の数だけ実効税率の計算を行う必要があるが、所得額の調整など必要なデータを整備することが大きな作業負担となる。また、最低税率を十分上回ると見込まれている国についても毎年実効税率の計算を行う必要がある。

これらの負担を踏まえ、ミニマムタックス案では、次のような実効税率の計算の簡素化措置が検討されている。

- ①（多国籍企業グループの税務情報等を記載した既存の資料である）国別報告書のデータを調整の上、簡易的に実効税率を計算する。
- ②多国籍企業グループの税引前利益のうち、ある国に帰属する利益が全体の一定割合未満であれば、実効税率の計算を不要とする。
- ③一度実効税率を計算し、それが一定水準を上回れば、その後3～5年間は実効税率の計算を不要とする。
- ④（実効税率が最低税率を下回る）リスクが低いとみなされる国を税務当局が公表し、その国については原則として実効税率の計算を不要とする。

16) 東洋経済ONLINE『「税負担の少ない大企業ランキング」TOP 200社』（2019年11月16日）によると、20社が税負担率が12.5%を下回っている。

17) 実効税率の分母の所得からは、繰越損失が控除され、配当や株式譲渡益等は除外されるため、税負担率の分母より小さくなる可能性が高い。

各構成エンティティーは、現地国の会計基準に基づいて財務諸表を作成しているケースが多い。しかし、ミニマムタックス上は、各構成エンティティーの財務情報は原則として最終親会社が利用している会計基準に準拠する必要があるため、実務的な負担が増大し得る。

この点についても負担軽減が図られており、以下の条件を全て満たす場合は、各構成エンティティーの財務情報は、最終親会社が準拠する会計基準に厳密に従っていない場合でも利用することが認められる。

- ① そのようにすることが合理的である。
- ② その財務情報が信頼できる。
- ③ その財務情報を利用することにより、最終親会社の会計基準との間で重大な永久差異（時間の経過により解消されない差異）が生じない。

6章 政府への影響

1. 税収への影響

ミニマムタックスの導入により、子会社が低税率国に所在している最終親会社が所在している国の政府は、上乗せ課税額だけ税収が増加することになる。また、多国籍企業が低税率国に移転していた利益が自国に戻れば、それに対する税収も増加する。OECDは、ミニマムタックスの導入により、（並行して議論しているデジタル課税との合計で）全世界で年間1,000億ドルの税収が増加すると試算している（図表12参照）¹⁸。

一方、最終親会社の所在国がミニマムタックスを導入しても、その多国籍企業グループが追加の税額を負担するだけであり、子会社が所在してい

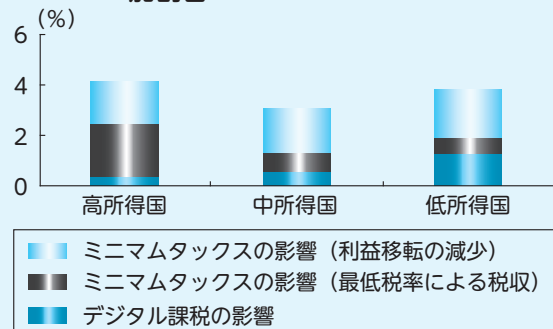
る低税率国の政府の税収には直接的には影響はない。ただし、上乗せ課税を回避するため多国籍企業グループが撤退すれば、その企業から得ていた税収が減少するだけでなく、雇用が喪失し、多国籍企業グループに提供していた関連サービスの需要が減少する可能性がある。

2. 税制（政策的減税措置）への影響

政府は特定の産業を振興するため、政策的減税措置を設けることがある。しかし、政策的減税措置の恩恵を受けているのが外国企業の場合、減税措置により実効税率が最低税率を下回れば、本国の親会社に上乗せ課税が課されるため、減税の効果が減殺されることになる。

そのため、各国政府は外国企業を誘致する等のために外国企業を対象とした減税措置を設けることに対して、一定程度制約を受ける可能性がある。

図表12 デジタル課税（第1の柱）・ミニマムタックス（第2の柱）による税収増加割合



（注）第1の柱（新課税権部分）に関する推計は、税引前利益から売上額の10%を控除した額を残余利益、残余利益のうち市場国に配分される割合を20%とし、一次産品・金融セクターは除外して計算している。第2の柱に関する推計は、国別方式、最低税率を12.5%として計算している。高所得国、中所得国、低所得国の分類は世界銀行の分類に基づく。投資ハブ国（対内直接投資がGDPの150%超の国）は含まれていない。

（出所）OECD「経済のデジタル化から生じる税務上の課題 経済分析・影響評価のアップデート」（2020年2月）

18) OECD「経済のデジタル化から生じる税務上の課題 経済分析・影響評価のアップデート」（2020年2月）

3. 税率への影響

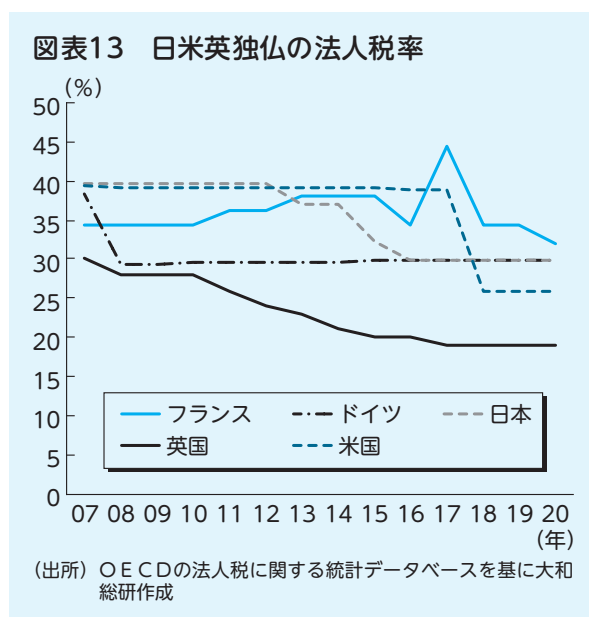
近年、先進国をはじめ多くの国は、外国からの投資を誘致し自国企業の外国への移転を防止するため法人税率を引き下げており（図表13参照）、ミニマムタックスの導入により税率引き下げ競争が抑制されることが期待されている。

ただし、ミニマムタックスは、実効税率が最低税率（12.5%が検討されている）を上回る場合には上乘せ課税を生じさせないため、必ずしも、すでに最低税率を上回る水準の法人税率を設定している国に対して税率を引き上げるインセンティブを直接的には生じさせないと考えられる¹⁹。

4. 課税の中立性の実現

課税に関する原則として、課税は個人や企業の経済活動における選択をゆがめないようにすべきという「課税の中立性」という原則がある。

ミニマムタックスの導入により、多国籍企業は、



実効税率が最低税率を下回る国であればどの国に進出しても同じ額の最低税額を負担することになる。そのため、実効税率が最低税率を下回る国の間では低税率によって他国よりも企業を惹きつけることができなくなる。

ただし、ミニマムタックス導入後も高税率国よりも企業の税負担は小さいため、低税率国は高税率国よりは引き続き企業を惹きつけることができる。ミニマムタックスは、実効税率が最低税率を下回る国の間だけの限定的な範囲で課税の中立性を実現する措置と言えるだろう。

5. 政府に求められる対応

ミニマムタックス、具体的には所得合算ルールと軽減課税支払ルールを導入するためには、各国は自国の税制（法人税）を改正する必要がある²⁰。

また、ミニマムタックスの実効性を確保するためには、上乘せ課税額の算出の基になる各種データの検証など、企業が適切に納税しているかを審査するための体制を整備する必要があるだろう。

7章 最後に

ミニマムタックスの導入により、アグレッシブなタックスプランニングを行っている一部の欧米企業による課税逃れを一定程度抑制することができるだろう。また、コロナ禍への対応で増加した財政支出の一部を賄う財源としても期待される。

ただし、多くの日本企業はタックスプランニングを行っていないと言われる。すでに日本には、

19) 2021年3月、英国政府は2023年4月から法人税率を現行の19%から25%に引き上げると発表したが、コロナ対応のため拡大した財政支出を賄うためと説明されている。

20) 一方、課税対象ルールを導入するためには、他国との租税条約を改正する必要がある。

タックスヘイブン等に所在する子会社の利益を親会社に合算する、外国子会社合算税制が設けられており、ミニマムタックスの導入は重複感がある。多くの日本企業にとって、ミニマムタックスの導入は税額の増加よりも実効税率の計算等のための実務的負担の増大の方が大きな影響を与えるかもしれない。

ミニマムタックスの導入により、タックスプランニングを行っている欧米企業と比較した日本企業の競争条件が改善するメリットは考えられる。しかし、日本企業は国内で約30%の税率を負担しており、課税逃れを行っている企業の税率が(現在最低税率として想定されている)12.5%に上昇しても部分的な改善でしかないだろう。

まだ新型コロナウイルス感染症の拡大は収まっておらず、今後さらに各国の財政支出が拡大することも予想される。各国の税収確保と日本企業の競争力の回復のため、我が国としては最低税率の水準も、例えばOECD加盟国平均の23.5%程度の水準に設定するよう働きかけるのが望ましいのではないだろうか。

(※) 本稿脱稿後の2021年3月31日に、米国バイデン政権は、米国ですでに導入されているミニマムタックスに相当する税制について、(実効税率の算出方法を国別ブレンディング方式とした上で、)最低税率を10.5%から21%に引き上げる方針を表明した。

[著者]

金本 悠希 (かねもと ゆうき)



金融調査部 制度調査課
主任研究員
担当は、税制、会計制度、
金融商品取引法、金融規制